岩手県告示第643号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处十万口
ロッツ株式会社	大船渡市猪川町字前田9	訪問看護ステーション	大船渡市大船渡町字新田	平成26年8月11日
	番地28	和	38番地1	